



【東京地方裁判所委員会 委員】
奥 国 範 Oku Kuninori
(東京弁護士会) (54期)

第61回 東京地方裁判所委員会報告

裁判員制度について～裁判員経験者の声をどのように反映させるべきか～

2024（令和6）年2月6日に第61回東京地方裁判所委員会が「裁判員制度について～裁判員経験者の声をどのように反映させるべきか～」というテーマにて開催されました。東京地方裁判所からの説明は、向井香津子部総括裁判官と曾根寛裁判員調整官によって行われました。

1 東京地方裁判所からの説明

東京地方裁判所から、裁判員制度の導入趣旨及び制度内容について簡単な説明があり、運用開始から15年を経過してなお改善を重ねていく必要がある旨の認識が示された上で、運用改善のために、2010（平成22）年10月以降、裁判員経験者との意見交換会（以下「意見交換会」といいます）を開催しているとの説明がありました。

意見交換会の開催趣旨は、①経験者の意見等を国民に伝えることで、国民の関心や参加意欲を高め、不安を解消すること、②法曹三者がその場に立ち会って経験者の意見等を今後の運用の参考とすることにあり、直近で開催された意見交換会では、主題として「裁判員裁判における審理・評議等の運用改善」を、加えて、副題として「①裁判員裁判に参加しやすくするための工夫」「②裁判員制度の周知方法・広報活動の在り方」について意見を聴取したとのことでした。

そして、今般の委員会では、上記主題について割愛し、上記副題についてのみ取扱う旨の説明がありました（この点、開催前には割愛について説明がなく、市民委員との事前勉強会において審理方法等の改善に関する事項を中心に議論をしていたため、委員会終了後に、弁護士委員から東京地方裁判所に対し、テーマの中で意見交換の対象から除外する予定がある場合には、事前に明確にされたい旨を申し入れました。）。

意見交換会では、裁判員経験者から「突然裁判所から送付される書類はびっくりする」との声が

あり、東京地方裁判所としては、個別事件の選任手続の案内等を特別送達で送付するに先立って候補者名簿に登載された旨の通知を普通郵便で送付していること、WEBサイトに特設ページを開設し、動画や写真を使用して分かりやすく説明しているつもりであることの説明がありましたが、引き続き、課題として取り組むとのことでした。また、審理日程のパターンについて、裁判員経験者の意見を反映した運用を行っていること、候補者にとって裁判員として議論する際のイメージや裁判官の実像について情報が不足していることが分かり、学校や企業への出前講義を充実させたいなどの報告がありました。

2 意見交換

意見交換会で述べられた意見は、基本的に裁判所が集約した形でWEBサイトに掲載されていますが、裁判員経験者の生の声を動画に収録した部分があり、この動画部分については、市民委員から高い評価がなされました。ただ、当該動画についても冒頭の手続説明が堅苦しい旨の指摘がありました。また、市民委員からは、「裁判員制度ナビゲーション」は1ページに情報を詰め込みすぎており、より簡潔な説明を心掛けるべきとの指摘や、現状の裁判員の負担に鑑みると裁判員に参加できる人は恵まれた環境にある人（会社や家族の理解がある人）に偏っているおそれがあり、国民の多様な視点を反映させるという裁判員裁判の趣旨からは誰もが負担なく参加できる制度にしなければならないとの指摘もありました。

今回は、2024（令和6）年6月10日、テーマは「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」（仮題）となります。

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号 03-3581-2259）までご連絡ください。